

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第518号)

平成19年12月7日

横情審答申第518号

平成19年12月7日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成19年7月23日神政第818号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成18年度神奈川区区民意識調査集計結果一覧表」の一部開示及び
「平成18年度神奈川区区民意識調査票原本」の非開示決定に対する異議申
立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「平成18年度神奈川区区民意識調査集計結果一覧表」を一部開示とした決定のうち、別表2に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく、当該部分については開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は、妥当である。

横浜市長が、「平成18年度神奈川区区民意識調査票原本」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「平成18年度神奈川区区民意識調査集計結果一覧表（以下「文書1」という。）、平成18年度神奈川区区民意識調査票原本（以下「文書2」という。以下文書1及び文書2を総称して「本件申立文書」という。）」の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成19年5月2日付で行った一部開示及び非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示及び非開示理由説明要旨

本件申立文書は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号及び第6号に該当するため一部又は全部を非開示としたものであり、その理由は、次のように要約される。

(1) 条例第7条第2項第2号の該当性について

個人の氏名や団体・建物名等に関する発言内容については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから本号本文に該当し、本号ただし書に該当せず、非開示とした。また、回答者自身の居住地・家族構成・居住年数・就労状況等に係る回答については、他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができる情報であるため、本号本文に該当するものとして、非開示とした。

(2) 条例第7条第2項第6号の該当性について

文書2については、区民が回答を直接記入したものであって、「アンケート調査の結果につきましては、統計的に処理いたしますので、個人にご迷惑をおかけすることはありません」というただし書を付して回答を依頼し、回答内容自体は公表されないということを前提に調査に協力をいただいているため、開示することにより、

調査の実施方法や本市に対する信頼を損ない、今後、本市が実施する市民意識調査等の調査研究に関する事務への協力が得られなくなるなどその適正な遂行に重大な支障を及ぼすおそれがあることから、本号ウの「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」に該当するものとして非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 異議申立てに係る処分を取消す、との決定を求める。
- (2) 異議申立てに係る処分は、次のとおり不当である。

「調査票原本を開示請求の対象行政文書として取り扱う」としたものの、これを閲覧に供しない。調査項目の「町名」を抹消した「調査集計一覧表」の開示は不当である。当該調査は、区地域の効果的なまちづくりを推進するため、行政が地域民との共通認識を図るための有効な手段として、情報収集を実施したものであり、地域に役立つ情報の公開（共有）は円滑な行政運営のため、必要不可欠である。地域民は地域の意識・認識を共有する必要がある、行政の実施した調査結果は公開しなければ、この調査を実施する意味がない。羽沢南一～四丁目（相当する旧番地分を含む）の調査票原本に代えその写しでもよい。又は、調査集計結果一覧表のうち、当該町名部分が判別区分できるように処理したうえ、開示されたい。当然のことながら、個人情報はいくも閲覧（知る）必要がないことを申し添える。

- (3) 神奈川区羽沢南一～四丁目は、神奈川区の区外れで横浜市の中央部に位置するも「取り残された飛び地のような陸の孤島」というのが内外の共通認識である。私は、この地域特有な実態について、所轄の各行政庁職員と住民が共通した認識のもと、官民協働・協力して、皆が豊かで住みよい、地域まちづくり都市づくりに貢献しなければならないところから、公益・公共の福祉に役立つ情報を収集、提供して、応援しているのである。個人情報は一切不要である。
- (4) 本年7月23日付、実施機関から審査会長あて「一部開示及び非開示理由説明書」は、初期段階において、一寸した配意のコミュニケーションにより、当該条例規定を双方が確認し理解し得たところ、当市役所職員なら誰もが理解できるはずの、規定の適用を誤ったため、必要な開示業務が停滞したのであり、ここに及んで、無理矢理に当該条例の拡大・拡張解釈、非違適用を意図しているものと解せざるを得ない。更には他

に潜んだ問題点を提起する端緒になるのではないかと、多大な手数かけた無用な迷文である。

- (5) 一覧表については、町名部分等が、すべて黒く塗り消してあるが、町名部分は問題に及ばず開示すべきである。発言及び回答者自身に関する質問項目への回答については、具体的内容が不明であるため、個別具体的に審査会の確認により説明されるべきである。関係行政職員の抽象的解釈や一方的判断であってはならない。調査票原本については、調査業務受託者がシュレッターで裁断処分したというが、重要な行政文書のこのような処分についての事情説明が必要である。
- (6) 非開示とした理由のうち、条例第7条第2項第2号の該当性について、一覧表及び調査票原本に記載された個人情報であって、特定の個人を識別することができる部分については、具体的に何かを審査会が確認審査のうえ、納得できる説明が必要である。また、他の情報と照合することにより云々については、社会通念上、一般の市民社会生活において、誰もが一目見て明白に特定個人を識別できるのか、特定の専門家が裁判目的の鑑識等にまで誇大化して、当該条例を悪戯にもてあそぶものでないか？翻って、そんな憂いのある個人情報を何のために、調査するのか。納得できる説明が必要である。いずれも該当部分を除いて他を開示されたい。その写しでもよい。
- (7) 非開示とした理由のうち、条例第7条第2項第6号の該当性について、説明書にある「神奈川区区民意識調査」の目的は概略理解できるが、調査結果については、「居住地域別での集計分析を行い」とあるが、今回の調査では、新たに誕生した当町（羽沢南）地域に最も注目し、重点的に行政需要の把握を行うべきところ、これが欠落しているのである。当区当町地域にほとんど縁のない当区職員にとっては、当町地域の行政需要を生かした適正なサービス業務を行うことができず、当町地域の将来にとって致命的である。また、「窓口での閲覧に供している」との記述は、実態に相違しているため確認を要する。
- (8) 回答のあった情報は、基本的にすべて行政（業務）運営の根拠となり得る、貴重な公有資産（源）である。数少ない情報であっても、これを積極的に分析・検証のうえ、有効に利活用することにより、輝く業績に結びつくものであり、地域まちづくり都市づくりに役立つものである。関係行政職員に対し、遣り甲斐のある業務を支援するものである。調査票原本すべてを本号該当として非開示とすることは、行政文書の原則公開に背きその質問内容等には、公共にとって無用なものをし意的に行うなど、調査方法等のあり方にも問題点があるのではないかと、その他の理由によるのではないかと大

いに疑義がある。厳密な審査、解明が必要である。官民双方にとって貴重なこの種情報源は、法規定に触れない措置をしたうえで、結果をすべて公開・開示すべきである。関係行政職員自らが調査実施の信頼を損ない、今後の業務協力を得られない憂いを抱いている記述には、甚だもって、期待できない頼りない、不明朗な存在を公言しているものと看做される。関係行政職員の意識改革や調査のあり方、実施方法の見直しもせずに「そのため・・・非開示とした」記述を継続する限り、関係業務の存続意義はない。

- (9) この調査は公式に公開して実施したものである。結果は公共のものである。全面的に開示・公開すべきである。

5 審査会の判断

(1) 神奈川県区民意識調査について

神奈川県区民意識調査（以下「本件意識調査」という。）は、区民のまちづくりに対する意見や区政へのニーズを把握し、神奈川区の区政運営や政策立案の基礎資料とすることを目的として、区内に在住している20歳以上の男女を対象とし、住民基本台帳及び外国人登録原票から無作為抽出した3,000人に調査票を郵送する方法により、平成16年度から毎年度実施されている。

平成18年度の本件意識調査は、平成18年10月19日から11月6日までの期間に実施され、1,655人から調査票が回収されている。

(2) 本件申立文書について

ア 文書1については、平成18年度の本件意識調査において、回答者から提出された個々の調査票に記録された自由記入欄の回答とそれ以外の回答をそれぞれ分けて集計した電磁的記録を出力したものであり、調査票が回収された順に付番された番号（以下「No.」という。）及び質問ごとの回答内容の各欄で構成されている。

イ 文書2については、平成18年度の本件意識調査の回答者が提出した各調査票である。

なお、実施機関が非開示とした情報及び非開示の根拠規定については別表1のとおりである。

(3) 条例第7条第2項第6号の該当性について

ア 条例第7条第2項第6号では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるも

の・・・ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」があるものについては開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、文書2については本号ウに該当するため全部を非開示としたと主張しているので、以下検討する。

ウ 当審査会において、文書2を見分したところ、選択によって記された番号のほか、区政に関する率直な意見・要望が固有名詞等も含めて回答者の自筆により具体的に記録されており、中には欄外に補足意見等が記録されたものも認められる。これらの情報は、実施機関が「アンケート調査の結果につきましては、統計的に処理いたしますので個人にご迷惑をおかけすることはありません。（返送の際、住所や氏名のご記入は必要ありません）」という説明を付して本件意識調査への回答を依頼したことから、当然に、個々の調査票そのものである文書2を公開しないと実施機関が約束をしたものと回答者が信頼したため、得られたものと解される。したがって、文書2そのものを第三者に見られることに抵抗感を持つ回答者が相当数いることが推認され、これを公開すると、平成18年度の本件意識調査の回答者と実施機関との信頼関係が損なわれることが容易に推測される。平成19年度以降についても、実施機関は同様の趣旨の説明を付して本件意識調査を実施すると説明しているため、文書2そのものを公にすることにより、今後の本件意識調査においても、調査票が郵送されたとしても回答を控える、又は自由記入欄の記載が形骸化するなど本件意識調査への協力を得ることが困難になり、区民の意見・要望の傾向を正確につかむことができず、区政の課題解決や今後の政策立案の基礎資料にするという本件意識調査の趣旨を損ない、本件意識調査の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、文書2は、開示することにより、本件意識調査の公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあると認められるため、本号ウに該当する。

(4) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本件申立文書のうち、個人の氏名、団体・建物名等に関する発言内容及び回答者自身の居住地・家族構成・居住年数・就労状況等に係る回答が記録されている部分については本号本文に該当するため非開示としたとしており、文書1については、これらの情報を除く部分を開示し、文書2については、これらの情報を含め全部を非開示としている。

ウ 実施機関が文書2において本号本文に該当するとして非開示とした情報については、前記(3)で述べたとおり、文書2はその全部が同条第6号ウに該当するため開示しないことができる情報であるから、改めて本号の該当性を判断するまでもない。

したがって、文書1において本号本文に該当するとして非開示とした情報の該当性について、以下検討する。

エ 実施機関が文書1のうち、自由記入欄の回答が記録された部分において本号本文に該当するとして非開示とした情報を見分したところ、特定の団体・建物等に関する具体的な回答者の意見及び個人の氏名が記録されていることが認められた。これらの情報は、特定の個人に関する情報であって、当該情報それ自体から又は他の情報と照合することにより、回答者等の特定の個人を識別することができるものといえる。

オ 実施機関が文書1のうち、自由記入欄の記載以外の回答が記録された部分において本号本文に該当するとして非開示とした情報を見分したところ、回答者の居住地の町名・丁目・一定範囲の町で区分された地区区分番号及び回答者の同居の家族構成・同居家族の人数・未就学の子どもの有無・小学生以上18歳未満の子どもの有無・65歳以上の高齢者の有無・住居形態・居住年数・就労状況に係る回答番号が記録されていることが認められた。

このうち、まず、回答者の居住地の町名及び地区区分番号について以下検討する。実施機関が作成し、公表している町丁別男女別年齢別人口の統計によると、本件意識調査を実施した神奈川区全体では、平成18年9月30日時点において、20歳以上の男女の総数は185,352人であった。また、上記調査時点では、神奈川区内の大部分の町では、数百から数千の人口規模であったことが認められた。このような状況においては、回答者が居住する町名が明らかとなったとしても、特定の回答者を識別することはできないとはいえない。一方、同調査時点では、神奈川区には人口総数について秘匿処理されている町が複数あること、また、他に比して極端に少ない人口

の町も存在することが認められた。さらに、本件処分では回答者の性別及び20歳から10歳階級で区切った年齢が開示されていることも考慮すると、人口総数について秘匿処理されている町名及び他に比して極端に少ない人口の町名については、個人に関する情報であって、当該情報それ自体から又は他の情報と照合することにより、特定の回答者を識別することができるものといえる。このような観点を踏まえると、実施機関が非開示とした町名のうち、No. 5、No.718及びNo.945の回答に記録されている町名については、これらの非開示とすべき情報に該当すると認められることから、本号本文に該当する。しかし、このほかの町名及び地区区分番号については、特定の回答者を識別することはできないことから、本号には該当しない。

次に、実施機関が本号に該当するとして非開示としたその余の部分については、個人に関する情報であって、当該情報それ自体から又は他の情報と照合することにより、特定の回答者を識別することができるものであることから、本号本文に該当する。また、当審査会が本号本文に該当するとして非開示とした情報は、いずれもただし書アからウまでの規定に該当しない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が、文書1を一部開示とした決定のうち、別表2に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく、当該部分については開示すべきであるが、その余の部分を条例第7条第2項第2号に該当するため非開示とした決定は、妥当である。

実施機関が、文書2を条例第7条第2項第6号に該当するため非開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 青木孝、委員 早坂禧子

別表1 実施機関が非開示とした情報

文書名		非開示とした情報	非開示の根拠規定
平成18年度神奈川区区民意識調査集計結果一覧表	自由記入欄の回答の集計部分	「問6 No.597」・「問6 No.1646」の回答のうち、個人の氏名 「問6 No.440」・「問18 No.667」・「問18 No.992」・「問18 No.1646」・「問22 No.128」の回答のうち、団体・建物名等に関する発言内容 「問11 No.661」・「問11 No.1409」の回答	条例第7条第2項第2号
	上記以外の回答の集計部分	「F3.町」(居住地の町名)の町名、「F3.丁目」(居住地の丁目)の丁目及び「F3.地域」(居住する地域)・「F4」(同居の家族構成)・「F5」(同居家族の人数)・「F6」(未就学の子どもの有無)・「F7」(小学生以上18歳未満の子どもの有無)・「F8」(65歳以上の高齢者の有無)・「F9」(住居形態)・「F10」(居住年数)・「F11」(就労状態)の回答番号	条例第7条第2項第2号
平成18年度神奈川区区民意識調査票原本		全体	条例第7条第2項第2号及び第6号

別表2 実施機関が非開示とした情報のうち、当審査会が開示すべきと判断した部分

文書名		開示すべき部分
平成18年度神奈川区区民意識調査集計結果一覧表	上記以外の回答の集計部分	「F3.町」の町名(No.5・No.718・No.945の回答の町名を除く)
		「F3.地域」の回答番号

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成19年7月23日	・実施機関から諮問書並びに一部開示及び非開示理由説明書を受理
平成19年7月25日 (第108回第二部会) 平成19年7月26日 (第110回第一部会)	・諮問の報告
平成19年8月8日 (第44回第三部会)	・諮問の報告 ・審議
平成19年8月17日 (第45回第三部会)	・審議
平成19年9月14日	・異議申立人から意見書を受理
平成19年9月21日 (第46回第三部会)	・審議
平成19年10月5日 (第47回第三部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成19年10月15日 (第48回第三部会)	・審議
平成19年11月2日 (第49回第三部会)	・審議
平成19年11月20日 (第50回第三部会)	・審議